

令和3年12月24日

令和3年 第12回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和3年第12回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和3年12月24日（金曜日）午後2時00分～午後3時23分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・第7会議室

3. 出席委員 1番 真 如 昌 美（教育長）

2番 岩 田 圭 子

3番 藤 宮 志津子

4番 内 野 裕 子

5番 鈴 木 一 徳

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長 矢 吹 勇 一

社会教育部長 小 俣 学

学校教育部

参 事 兼 小 野 隆 一

教育総務課長 斎 藤 謙二郎

教育指導課長

建 築 課 長 兼

教育施設担当

副 参 事 中 橋 健

給 食 課 長 原 里 美

統括指導主事 富 田 和 己

社会教育課長 高 田 匡 章

中央図書館長 浴 靖 子

指 導 主 事 高 野 郁 子

指 導 主 事 橋 本 健

6. 書 記

庶 務 係 長 一ツ木 正 美

主 事 金 子 凌 佑

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第 2 2 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 4 第 3 2 号議案 東大和市学校施設長寿命化計画（案）について
- 第 5 第 3 3 号議案 令和 4 年度東大和市学校運営協議会の設置について
- 第 6 第 3 4 号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則
- 第 7 第 3 5 号議案 東大和市立図書館処務規則の一部を改正する規則
- 第 8 その他報告事項
 - （１）東大和市実施計画【令和 4 ～ 6 年度】（抜粋）について
 - （２）令和 4 年度東大和市教育委員会の基本方針及び主要施策について
 - （３）第 6 8 回東大和市成人式の開催について
 - （４）東大和市立図書館資料複写サービス取扱要綱の一部を改正する要綱について

◎開会の辞

○真如教育長 ただいまから、令和3年第12回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○真如教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、藤宮委員にお願いいたします。

○藤宮委員 かしこまりました。

◎日程第2 教育長諸務報告

○真如教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

令和3年11月21日から令和3年12月21日までの教育長諸務報告であります。

11月22日、火曜日、東京都市教育長会定例会に出席をいたしました。コロナウイルス感染症対策で、直接お互いにいろいろ考えを述べ合ったりするような機会がなく、専ら機械に向かって対話するだけの状況だったものですから、久しぶりに皆さんの顔を見ることができました。それでもやはり顔を合わせての発言の回数は少なくなっています。あとはこの僅かな間で教育長が交代していることもありましたが、このようなときにいろいろ変わっていくことがたくさんあるのだと思っていますところでもあります。その後もオンラインなどで行うような場面が多かったと思うのですが、やはりオンラインではなかなか自分たちの考えを伝え合うということなども非常に難しいことだと感じております。

11月24日、水曜日、第11回行政改革推進本部会議に出席をいたしました。

続いて、教育委員会定例会に出席をいたしました。

11月25日、木曜日、東大和市教育委員会経営戦略会議に出席をいたしました。経営戦略会議というのは、部長、課長に集まっただいて、現在どのような状況ですかとか、あるいはどんなことをしていけばさらに良くなるでしょうかというようなことを思い思いに気軽に発言していく会議です。これも久々ですが、2年ぶりぐらいに行うことができました。

11月26日、金曜日、中学生の「税についての作文」及び「税の標語」市長賞授

与式に出席をいたしました。立派なお話で、上手に自分の考えをまとめていらっしゃる方もいれば、自分のうちのことをそのままストレートにおっしゃる方もいました。終わってからお母さんと一緒に写真を撮ったりとかするような場面もありました。なかなか中学生も立派なお話をされるなと思っておりました。

11月30日、火曜日および12月15日、水曜日、令和3年第4回市議会定例会に出席をいたしました。

11月30日、火曜日、東大和市土地開発公社評議員会に出席をいたしました。

続いて、校長任用審査適格者・校長職選考合格者伝達式に出席をいたしました。こちらでも以前でしたら別のところに集まり、選考に合格した方へお祝いの一言を述べるというような式がありましたが、それさえもできなくなり、ただ教育長室に関係者だけお越しただいて、頑張るよという話をしました。この後、いろいろな研修会等をもって、それを越えて初めて校長になるということです。

12月8日、水曜日、副校長会に出席をいたしました。校長も立派ですけども、副校長も立派で、はっきり物を言える副校長ですので、本当に楽しみです。

12月14日、火曜日、第七小学校を訪問いたしました。

12月15日、水曜日、第九小学校を訪問いたしました。七小と九小は、お分かりのように、この後、統合をしていく流れになっております。そこで、校長先生がこれからリーダーシップをどんどん発揮していただく立場ですから、その辺のことについて部長から説明をしていただいて、これからも一緒に統合をうまくいくようにしていきましょうというような話をさせていただきました。

12月16日、第2回エコアクション推進本部会議に出席をいたしました。

続いて、国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上事業における講演会に出席をいたしました。こちらの講演会は、教育委員会で設定し、第九小学校に講師の先生をお呼びしました。小学校は体育の得意な先生や中学校は体育の先生など、そういった関心の強い方が九小に来ていただいて、講演会に参加しました。講演会は夕方になってしまい、暗くなるまで続いたんですけども、先生方は非常に熱心に話を聞かれていらっしゃいました。

12月17日、金曜日、令和3年度東大和市児童・生徒表彰式に出席をいたしました。子どもたちが一生懸命活躍されまして、成果を上げられましたお子さんについて、こちらから表彰するものであります。立派なことですね。オンラインで行いましたので、今までと若干違った式となりました。

以上でございます。

ただいまの報告につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、ございませんので先に進めさせていただきます。

◎日程第3 第22号報告 事務の臨時代理の承認について

○真如教育長 日程第3、第22号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○矢吹学校教育部長 それでは、ただいま議題となりました第22号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和3年度東大和市一般会計補正予算（第7号）であります。

一般会計補正予算（第7号）は、令和3年第4回市議会定例会に第70号議案として提出され、11月30日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会定例会開催時点では、市長との予算の最終調整が終了しておりませんでした。その結果、市議会に提出する前に教育委員会定例会に付することができず、令和3年11月24日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会定例会にてご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

内容につきましては、学校教育部関係は私から、社会教育部関係は社会教育部長からご説明を申し上げます。

それでは引き続き、令和3年度東大和市一般会計補正予算（第7号）のうち、学校教育に関する概要につきましてご説明を申し上げます。

一般会計補正予算（第7号）の資料の1ページ、2ページをお開きください。
歳入でございます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料は、1,000円の増額であります。学校体育館に災害対策用の飲料の自動販売機を設置したことに伴い、学校建物使用料を計上するものであります。

続いて、3、4ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金、2節小学校費補助

金は93万4,000円の増額、3節中学校費補助金は39万8,000円の増額であります、いずれも学校保健特別対策事業費補助金として、主に新型コロナウイルス感染症対策のための補助金の歳入を計上するものであります。

5、6ページをお開きください。

16款都支出金、2項都補助金、8目教育費都補助金、1節教育総務費補助金は544万1,000円の増額で、スクール・サポート・スタッフ配置事業補助金として増額するものであります。

7、8ページをお開きください。

歳出でございます。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費は1,001万9,000円の増額であります。

内訳であります、8ページの説明欄をご覧ください。

事業番号11、教育指導管理事務費は3万7,000円の増額で、会計年度任用職員の報酬額の引上げに伴うものであります。

事業番号15、国際理解教育推進事業費は26万7,000円の増額で、小・中学校における日本語指導を行うための委託料を増額するものであります。

事業番号17、情報教育推進事業費は402万円の増額で、来年度の児童・生徒の増加に伴い、不足するタブレット端末の購入費用を計上するものであります。

事業番号18、学力・授業力向上推進事業費は569万5,000円の増額で、小・中学校における教員の事務を補助するスクール・サポート・スタッフを加えて配置するための費用を計上するものであります。

9、10ページをお開きください。

2項小学校費、1目学校管理費は234万3,000円の増額であります。

内訳であります、10ページの説明欄をご覧ください。

事業番号1、小学校運営費は47万5,000円の増額で、来年度の児童・生徒の増加に伴い、不足する机、椅子の購入費用を計上するものであります。

事業番号3、新型コロナウイルス感染症対策事業費は186万8,000円の増額で、小・中学校における感染症対策のための備品等の購入費を増額するものであります。

3項中学校費、1目学校管理費は1,380万7,000円の増額であります。

内訳であります、同じく10ページの説明欄をご覧ください。

事業番号 2、中学校環境整備事業費は1,301万1,000円の増額で、第一中学校トイレの改修工事のための費用を計上するものであります。

事業番号 3、新型コロナウイルス感染症対策事業費は79万6,000円の増額で、中学校における感染症対策のための備品等の購入費を増額するものであります。

学校教育部関係は以上でございます。

○真如教育長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 それでは続きまして、社会教育部の説明をさせていただきます。

初めに、歳入についてご説明申し上げますので、5ページをご覧ください。

16款都支出金、2項都補助金、8目教育費都補助金、5節保健体育費補助金、6ページの社会教育課、スポーツ振興等事業費補助金は247万7,000円の減額であります。このスポーツ振興等事業費補助金は、東京2020大会の機運醸成を目的とした事業に対する東京都からの補助金でありまして、当初予算額として561万円を見込んだものでありますが、この後説明をさせていただきます多摩湖駅伝大会の会場設営委託料やふれあい市民運動会の負担金の減額に連動いたしまして、247万7,000円を減額するものであります。

続きまして、歳出の説明をいたしますので、11ページをご覧ください。

10款教育費、4項社会教育費は1,754万9,000円の減額、その下、2目公民館費は37万4,000円の増額、12ページになりますが、事業番号 4、蔵敷公民館事業費は36万2,000円の増額であります。

内容につきましては、2件ございます。

1件目は、8節旅費 3万5,000円の増額であります。会計年度任用職員の交代に伴い交通費の不足が見込まれることから増額をするものであります。

2件目は、10節需用費、⑥修繕料は32万7,000円の増額であります。新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、1階の窓に網戸を設置するために必要な経費を計上したものであります。

次に、事業番号 6、一番下、上北台公民館事業費は1万2,000円の増額であります。内容であります。令和3年10月1日から一般事務を担当いたします会計年度任用職員の時間給が1,020円から1,050円に引き上げられましたことから、不足の見込まれる費用を計上するものであります。

1枚おめくりいただきまして、13ページ、14ページをお開きください。

3目図書館費、事業番号2、中央図書館事業費、12節図書館システム修正委託料は79万2,000円の増額であります。内容でありますが、現在、図書館におきましては、MARCと呼ばれます日本国内で出版された図書の情報を使用しておりますが、そのMARCを作成しております業者が令和3年度末をもって図書館事業から撤退をするということになりまして、他の業者に変更するために必要な費用を計上するものであります。

続きまして、その下、4目郷土博物館費、事業番号1、郷土博物館管理費、10節需用費、⑥修繕料は559万5,000円の増額で、内容は4件ございます。4件記載はないのですが、一応ご紹介させていただきます。

初めに、外構タイルの補修16万2,580円、こちらが入っております。博物館入り口の外構タイルが広範囲にわたって破損をし、利用者の安全が確保できないため、補修に必要な費用を計上いたしました。

2つ目は、雨水貯留槽設備関連修繕25万250円が入っております。郷土博物館は、雨水をトイレ用水として再利用しておりますが、雨水貯留槽設備の消毒装置に不具合が生じておりますことから、来館者に安全に利用していただくことができますよう、必要な費用を計上したものであります。

続きまして、3件目になりますが、防火シャッターの修繕199万1,990円が入っております。防火シャッターにつきましては、開館当時から使用しているものでございますが、開閉をしなくなるおそれのあるシャッターや、急に降下するおそれのあるシャッターがあることなどから、点検業者の指摘を受け、特に車庫のシャッターにつきましては、閉まらなくなった場合には防犯上の問題が生じるということもありまして、修繕に必要な経費を計上してございます。

最後に、非常放送設備修繕319万円が入っております。博物館の非常用放送設備もシャッターと同様に開館当初から使用しているものでありますが、現在故障しておりまして、部品の調達、交換等が不可能でありますことから、機器の入れ替えのために必要な費用を計上してございます。

続きまして、13ページの中段でございます。

5項保健体育費は1,342万9,000円の増額、その下、1目保健体育総務費は801万8,000円の減額、14ページに行きまして、事業番号3、スポーツ振興事業費は657万8,000円の減額であります。内容でありますが、12節の委託料296万4,000円につきましては3件ありまして、都民体育大会選手派遣委託料の59万2,000円、

その下の市町村総合体育大会選手派遣委託料の50万2,000円、その下の多摩湖駅伝大会会場設営委託料の187万円の合計でございます。また、18節負担金補助及び交付金361万4,000円につきましては2件ありまして、市町村総合体育大会の負担金53万円、その下のふれあい市民運動会の負担金308万4,000円の合計でございます。これら5件につきましては、コロナ禍の影響を受けまして事業が中止になりましたので、当初見込んでおりました経費における不用額を減額するものであります。

続きまして、15ページ、16ページをお開きください。

2目体育施設費、事業番号1、体育施設運営費、14節工事請負費は578万6,000円の増額であります。内容であります、こちらは市民プールのスライダーの撤去の内容でございます。市民プールにつきましては、昭和59年の開設から37年を経過しまして、施設全体の経年劣化が進んでおります。特にスライダーにつきましては、滑り台のことですが、こちらはこれまで滑走面の劣化に伴う改修を行うなどしまして運用してきましたが、土台や鉄骨部分の劣化が著しく、非常に危険な状態にありますことから、その設備を全て更新しなければならない状況でございます。しかしながら、市民プールの開設期間が年間2か月に満たない上、その更新には約5,000万円という多額の費用がかかりますことから、厳しい財政状況の中におきましては、スライダーを撤去し、市民プール利用者の安全を確保した上で来年度開設をするということに基づきまして、撤去に必要な費用を計上したということでございます。

続きまして、その下の事業番号2、新型コロナウイルス感染症対策事業費、21節補償、補填及び賠償金は1,622万4,000円の計上であります。この金額の内訳であります、市民体育館におきましては535万5,395円、上仲原公園野球場とテニスコートが118万8,100円、桜が丘市民広場が3万7,783円、自主事業に係る営業補償が348万7,690円、市民プールにつきましては615万4,334円、これらが内訳でございます。これらの営業補償につきましては、本来、コロナ禍の影響を受けなかったとしましたならば見込まれたであろう利用料金などを補償するものでございますが、市民プールのように支出を免れた経費等もございますから、今後、指定管理者とは、委託料の減額等について協議を行う予定でございます。

内容の説明につきましては、以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

内野委員。

○内野委員 小学校、中学校におけるコロナ感染症対策の備品購入費について伺いたいのですが、昨年度と今年度を比べての増減額や、あとは今の予算額で十分学校側として足りているのか、その辺りが少し気になったのですが、教えていただけますか。

○真如教育長 教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 申し訳ございません。ご質問については、今手元に資料がございません。今回の補正につきましては、国から昨年第二次、第三次とありまして、補正予算で学校長が必要と認めるもの、必要なものということで、学校長裁量で消耗品と備品を買わせていただきました。今年の3月、国の三次補正のときに大方ある学校については、もうこれ以上は不要という学校も確かにございました。今回の第4回の市議会定例会で補正をしたものにつきましては、国から今年の3月時点の補助金の財源の余りを、東大和市で言いますと1校当たり5万円から7万円くらいの少額ではございますが、その分を改めて必要とする学校に当てて今回組ませていただいたものになっております。

○真如教育長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第22号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしということで、第22号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第4 第32号議案 東大和市学校施設長寿命化計画(案)について

○真如教育長 日程第4、第32号議案 東大和市学校施設長寿命化計画(案)について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○矢吹学校教育部長 ただいま議題となりました第32号議案 東大和市学校施設長寿命化計画（案）につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年第7回教育委員会定例会においてご説明し、案としてご承認いただき、令和3年10月にパブリックコメントを実施いたしました。つきましては、本日の教育委員会定例会において、市民の皆さまから寄せられたパブリックコメントの意見に対する考え方及び本計画についてご承認をお願いするものであります。

詳細につきましては、建築課長からご説明を申し上げます。

○真如教育長 建築課長。

○中橋建築課長兼教育施設担当副参事 それでは、内容をご説明申し上げます。

資料をご覧ください。

先にパブリックコメントの資料が、こちらは学校施設長寿命化計画（案）の一番後ろのところについております。恐縮ですけれども、後ろをめくっていただきまして、そちらのほうからご説明いたします。

「東大和市学校施設長寿命化計画（案）」に対するパブリックコメントの結果についてでございますが、1、提出した市民等の数及び提出された意見の数につきましては、3人10件でございました。

2、意見の提出期間につきましては、令和3年10月1日から令和3年10月31日までとしております。

3、提出された意見の要約及び意見に対する市の考え方につきましては、別紙のとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、別紙の4分の1ページをご覧ください。

左側の欄の提出者1、意見1でございますが、バリアフリー法の改正があり、バリアフリー基準の適合義務施設として新たに公立学校も位置づけられた。また、この法改正による学校施設バリアフリー化整備指針も示されたことから、計画（案）の1ページ、1、学校施設の長寿命化計画の背景・目的等、（2）目的の中で、計画の位置づけを示した図にバリアフリー化に関する整備計画も記載すべきであるとの意見をいただきました。

これに対する市の考え方（案）につきましては、目的の中で位置づけを示して

いる図は、学校施設の長寿命化計画に係る体系を示しております。バリアフリー化に関する整備計画は策定しておりませんが、建替えや長寿命化改修に係る基本計画及び基本設計にあたっては、「学校施設バリアフリー化推進指針」を踏まえ検討してまいります。なお、バリアフリー化につきましては、計画（案）の21ページ、5、基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等、（１）改修等の整備水準及び⑤バリアフリー改修において基本的な考え方を示しておりますといったしております。

次に、1枚おめくりいただきまして4分の2ページをご覧ください。

同じく提出者1の意見4でございますが、23ページ、6、長寿命化等の取組み、（１）改修等の実施計画では、国がバリアフリー化推進の重点期間として改修の補助率を上げている2025年度までにはほとんどの改修が間に合いません。実施計画を早めることはほぼ不可能であることから、国に補助率アップの期間延長を強く要望していただきたいとの意見をいただきました。

これに対する市の考え方（案）につきましては、バリアフリー化推進に係る補助率アップの期間延長につきましては、機会あるごとに国に要望してまいりますといったしております。

次に、1枚おめくりいただきまして、4分の3ページをご覧ください。

提出者2の意見2でございますが、21ページ、5、基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等、（１）改修等の整備水準、⑤バリアフリー改修における表記の「だれでもトイレ」について、バリアフリー法が改正されたことで「高齢者障害者等用便房（バリアフリースイートイレ）」とするべきではないか。また、車椅子使用やおむつ着用、副籍交流をしている子どもに配慮し、エレベーターや大型ベッド（ユニバーサルシート）の設置をお願いしますとのご意見をいただきました。

これに対する市の考え方（案）につきましては、本計画（案）の中の「だれでもトイレ」と表記した部分を「バリアフリースイートイレ」に修正いたします。エレベーターやユニバーサルシートの設置につきましては、施設整備の基本計画・設計等の段階において検討してまいりますといったしております。

次に、その同じページでございます4分の3ページでございますが、提出者3の意見1をご覧ください。

21ページ、5、基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等、（１）改修等の整備水準、⑤バリアフリー改修について、市内の学校は、肢体不自由の子どもた

ちに優しい造りになっていません。そのため、大多数が副籍交流を望んでいながら直接交流に難しさを感じたり、ちゅうちょしたりしています。副籍交流でさえそのような実態のため、就学にはさらに難しさがあります。大規模改修にあたっては具体的な設計をする場合には、肢体不自由児・者ご本人やその保護者の声を取り入れてくださることを強く望みますとのご意見をいただきました。

それに対する市の考え方（案）につきましては、建替えや長寿命化改修に係る具体的な計画の策定や設計にあたっては、「学校施設バリアフリー化推進指針」を踏まえ進めてまいります。学校施設を利用する障害者、高齢者、妊産婦等の意見の反映につきましては今後検討してまいりますといたしております。

続きまして、本計画（案）の修正点、1か所ございます。こちらをご説明申し上げます。

本計画（案）の21ページをお開きください。

下から7行目のところに、「2）エレベーターやだれでもトイレ」と以前表記しておりましたが、現在、「だれでもトイレ」を「バリアフリースイートイレ」と変更いたしております。ここ1か所だけ変更を今回させていただいております。

内容の説明は以上となりますが、今後の予定でございます。

計画の公表につきましては、市報の1月15日号及びホームページでの掲載を今後予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第32号議案 東大和市学校施設長寿命化計画（案）について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○真如教育長 ご異議なしと認め、第32号議案 東大和市学校施設長寿命化計画（案）について、本件を承認と決めます。

置について

○真如教育長 日程第5、第33号議案 令和4年度東大和市学校運営協議会の設置について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部参事。

○小野学校教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました第33号議案 令和4年度東大和市学校運営協議会の設置について、提案理由並びに内容をご説明申し上げます。

本件は、令和4年度から新たに学校運営協議会を設置する学校、いわゆるコミュニティ・スクールとして指定する学校でございます。既に令和3年度に学校運営協議会を設置した8校を除く小・中学校へ協議会設置の意向を確認したところ、小学校から3校、中学校から1校希望がありましたところでございます。

つきましては、令和4年7月1日から新たに学校運営協議会を設置する学校を東大和市学校運営協議会規則第3条に基づき、東大和市立第三小学校、第四小学校、第六小学校、第三中学校の4校に決定したいというものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

私から質問ですが、今は何校でしょうか。

学校教育部参事。

○小野学校教育部参事兼教育指導課長 今は8校でございます。来年度4校、そして令和5年度3校という予定になっております。

○真如教育長 ということで、もっとたくさん設置するはずだったのですが、コロナの関係で一時休憩になってしまいました。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第33号議案 令和4年度東大和市学校運営協議会の設置について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第33号議案 令和4年度東大和市学校運営協議会の設置について、本件を承認と決します。

◎日程第6 第34号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正
する規則

○真如教育長 日程第6、第34号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 ただいま議題となりました第34号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容をご説明申し上げます。

令和3年第1回市議会定例会にて、東大和市立図書館条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴い、令和4年4月1日施行として、指定管理者による地区図書館の運営について必要な事項を新たに規定するとともに、同条例へ移行して規定した事項について削除する等により、本運営規則の一部改正を行うものがあります。

それでは、運営規則の一部改正の内容につきまして、お手元の資料に基づきご説明申し上げます。

資料の新旧対照表をご覧ください。

下線を引いてあります部分が今回改正する箇所になります。表の左側が現行の条文で、右側が改正後の条文（案）になります。

初めに、1ページの題名ではありますが、「東大和市立図書館運営規則」を「東大和市立図書館条例施行規則」に改めるものであります。今回の一部改正によりまして、運営に関する条文等でありまして左側、現行の条文、2ページの第2条、事業、それから第3条の開館時間及び休館日、そして9ページ、後ほどご覧いただくこととなりますが、9ページの別表（第3条関係）につきまして、こちらを同条例へ移行することによりまして、本規則の位置づけが変わりますことから、条例の細目を定めます条例施行規則に改めるものであります。

1ページにお戻りいただきまして、右側の改正後の条文（案）、第1条、趣旨につきましては、本規則の位置づけが変わったことによりまして、趣旨を「東大

和市立図書館の運営について」から「東大和市立図書館条例の施行について」に改めるものであります。

続きまして、2 ページをご覧ください。

左側の現行の条文、第2条、事業及び第3条、開館時間及び休館日につきましては、同条例へ移行するため削除するものであります。

続きまして、右側、改正後の条文（案）第2条の貸出手続につきましては、条例への移行に伴う削除により、左側の現行の条文、第2条第1号、図書館資料及び第3条の2行目にあります東大和市教育委員会の略称規定が削除されたため、新たに加えるものであります。

続きまして、3 ページをご覧ください。

右側の改正後の条文（案）第4条、下のほうになりますが、利用カードの紛失等、それから5ページの第10条、視聴覚室等の利用の制限につきましては、文言の整理を行うものであります。

飛びまして、7 ページをご覧ください。

右側の改正後の条文（案）第16条から8ページの第18条までにつきましては、指定管理者の運営について、必要となります事項を新たに加えるものであります。内容としましては、第16条、報告につきましては、指定管理者が行います毎月及び毎年度終了後に行う報告について新たに定め、第17条、指定の取消し等につきましては、業務の停止に関する文言を追加し、第18条、指定管理者による管理を行う場合の読替えにつきましても新たに定めるものであります。

続きまして、9 ページをご覧ください。

左側、現行の条文、別表（第3条関係）、表がありますけれども、こちらにつきましては、元の第3条が同条例へ移行するため、こちらについては削除するものであります。

説明につきましては、以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 それでは、説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第6、第34号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則につ

いて、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○真如教育長 ご異議なしと認め、第34号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決します。

◎日程第 7 第 3 5 号議案 東大和市立図書館処務規則の一部を改正する規則

○真如教育長 日程第 7、第35号議案 東大和市立図書館処務規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 ただいま議題となりました第35号議案 東大和市立図書館処務規則の一部を改正する規則について、提案理由並びに内容をご説明申し上げます。

東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館につきまして、指定管理者制度を新たに令和 4 年 4 月 1 日から導入することにより一部改正を行うものであります。

それでは、処務規則の一部改正の内容につきまして、お手元の資料に基づきご説明申し上げます。

資料の新旧対照表をご覧ください。

下線を引いております部分が今回改正する箇所になります。表の左側が現行の条文で、右側が改正後（案）の条文になります。

初めに、1 ページをご覧ください。

右側の改正後（案）の条文、第 1 条の 2、定義につきましては、中央館及び地区館についての用語の意義について新たに加えるものであります。

続きまして、第 3 条、分掌事務につきまして、1、2 ページをご覧ください。

指定管理者制度導入後の業務として、（1）管理係の力につきましては、指定管理者による管理に関すること（他の係に属するものを除く。）を加え、（2）事業係のアにつきましては、文言の整理を行い、クにつきましては、指定管理者が行う図書館事業に関することを加えるものであります。

続きまして、3、4 ページをご覧ください。

3 ページの第 3 条、分掌事務、第 5 条、職員の資格、それから 4 ページ、第 7

条、中央館長の専決事案、そちらにつきましては、文言の整理を行ったものであります。

続きまして、5 ページをご覧ください。

改正後（案）の条文第12条、適用除外につきましては、指定管理者が管理を行う地区館につきましては、本処務規則を適用しないことについて新たに加えるものでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○真如教育長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第7、第35号議案 東大和市立図書館処務規則の一部を改正する規則について、本件を承認とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○真如教育長 ご異議なしと認め、第35号議案 東大和市立図書館処務規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決めます。

◎日程第8 その他報告事項

○真如教育長 日程第8、その他報告事項を行います。

報告事項1、東大和市実施計画【令和4～6年度】（抜粋）について、本件の報告をお願いいたします。

教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 それでは、東大和市実施計画【令和4年度～令和6年度】についてご説明を申し上げます。

まず、お手元の資料の2ページをお開きください。

例年この実施計画につきましては、毎年度策定を行っているところではございますが、昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策予防の観点から、新たに策定をするということではなくて、前年に策定したもののうちを残した状態になっておりました。今年度につきましては、新たに課題等を調整し、市全体として実施計画を策定いたしましたので、ご報告申し上げるものでございます。

まず、資料の2ページ、(4)施策の体系と重要施策ということで、第五次基本計画(案)につきましては、現在策定を進めており、計画、令和4年から令和13年度という形で今年度中に策定が完了する見込みでございます。

その中、下の表の基本施策1、子どもたちの笑顔があふれるまちづくり、このうちの3つ目の施策1-3、学校教育、重要施策等が該当するものとなっております。以下、ほかにもございます。

4ページをお開きください。

先ほどの第五次基本計画(案)におきましては、ここにありますSDGs(持続可能な開発目標)を取り入れておりまして、施策ごとに関係する項目を記載している状態でございます。

次のページ、5ページをお開きください。

まず、昨年と今年の違いでございますけれども、個別計画になりますが、昨年はこちらに記載されていましたが、今年は記載がされなくなったものについてご説明申し上げます。

幾つかございます。一つは、小学校パソコン教室電算機器更新及び中学校パソコン教室電算機器更新、こちらにつきましては、GIGAスクールの関係で1人1台端末が整備されたことによりまして不要となったことから、削除されているものでございます。

続きまして、小学校体育館空調設備運用ということで、昨年はございましたが、体育館の空調設備完了しましたので、こちらも削除になっております。

最後に、旧日立航空機株式会社変電所保存・改修、この保存・改修工事につきましても完了したことから、この表から削除されているものでございます。

それでは、資料の5ページをご説明申し上げます。

今回、この施策1-2でございますが、市の組織改正が行われる予定となっておりますことから、青少年課の事業を掲載させていただいております。

18番、東大和市立学童保育所運営委託、こちらにつきましては、学童保育所の運営につきまして、委託業者への委託料の計上となっております。

19番、民間学童保育所運営費補助、こちらにつきましては、市内にあります立野の第一クラブ、第二クラブ、こちらのほうが社会福祉法人により運営をされており、その費用の補助となっております。

いずれにおきましても、費用の若干の変更はございますが、内容については変

わってございません。

ここから昨年との比較で、網がけになっている項目につきまして、こちらが新規に追加された項目となっておりますので、ご説明申し上げます。

まず、6ページをお開きください。

29番、G I G Aスクールの実施についてであります。こちらにつきましては、G I G Aスクールで導入をしました端末の維持管理費、通信費、I C T支援員の費用、そういったものを計上しているものでございます。

一番下の35番、学校施設長寿命化、こちらにつきましては、令和5年度、6年度に予定しております七小の基本設計、七小の実施設計と六小の長寿命化の基本設計、こちらを計上したものでございます。

次のページ、7ページをお開きください。

36番、第一小学校キュービクル更新、こちらにつきましては、老朽化ということと、あと定期検査におきまして指摘を受けていることから更新を行うものでございます。

その下の37番、小学校体育館天井照明更新、こちらにつきましては、法律で水銀灯を作れなくなっておりますので、生産停止していることから、L E D化を行うとして計上したものでございます。

一番下の39番、学校運営協議会（法定コミュニティ・スクール）設置につきましては、先ほど議案にもございました学校運営協議会の設置及び運営に係る費用を計上したものでございます。

8ページをご覧ください。

8ページ、93番、地区図書館への指定管理者制度の導入ということで、桜が丘、清原図書館の指定管理者の導入に係る費用を計上したものでございます。

94番から95番、96番の3件につきましては、老朽化したことによる改修、更新等でございます。なお、94番につきましては、中央公民館におきましてバリアフリートイレを新設する予定でございます。

続きまして、9ページをお開きください。

99番、郷土博物館空調設備更新、こちらも老朽化に伴う対応でございます。

下の表、100番と101番でございますが、100番、市民体育館空調熱源設備更新、こちらも老朽化と故障による対応でございます。101番の東京街道運動広場管理棟新設につきましては、東京都が行います東京街道のところの運動広場、こちら

につきまして、管理棟は市のほうで建設をすることとなっておりますことから、その工事費、実施設計及び工事費を見込んだものでございます。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

岩田委員。

○岩田委員 一つ教えていただきたいのですが、7ページの36番の第一小学校キュービクル更新、このキュービクルとは何でしょう。

○真如教育長 建築課長。

○中橋建築課長兼教育施設担当副参事 キュービクルは電気設備の一つで、変電設備です。東京電力から高圧な電気が流れてきますが、その高い電圧を学校で利用できる電圧に下げるよう変換する機能がキュービクルになります。こちらのほうが大分経年劣化で老朽化しておりまして、耐用年数を超しておりますので、今回取り替え工事をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○真如教育長 藤宮委員。

○藤宮委員 こちらの金額の単位は千円でしょうか。

○真如教育長 教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 申し訳ございません。表記がございませんでした。単位は千円でございます。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

報告事項(2) 令和4年度東大和市教育委員会の基本方針及び主要施策について、本件の報告をお願いいたします。

教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 それでは、令和4年度東大和市教育委員会の基本方針及び主要施策についてご説明申し上げます。

まず、お手元の資料、スケジュール(案)につきましてご覧ください。

こちら一番左側が、教育委員の皆さまに関わる部分でございますが、本日、12月24日、第1案を提示させていただきます。その後、年明けの1月28日、第2案、

2月4日の教育委員懇談会につきましては第3案、それで最終的には2月18日の教育委員会定例会におきまして議案として提出をさせていただき、決定をしたいと考えております。

また、教育委員の皆さまからにつきましては、ご意見はその都度いつでも結構ですので、ご連絡を主管課担当もしくは私にいただければ、主管課のほうにご連絡をするような形を取りますので、ご意見随時いただければと思います。

右側2つにつきましては、各学校であったり、教育委員会事務局、こちらの職員のほうでいろいろまた必要に応じて検討をしていく予定となっております。

それでは、新旧対照表、次のページ以降をご覧ください。

幾つか主なところだけご説明させていただきます。

まず、新旧対照表1ページでございますが、中ほど右側になりますが、「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」、こちらにつきましては、市の第三次基本構想におきまして定め、従前は第二次の基本構想で「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」ということでしたが、第三次におきましてはこのように変わっておりますので、変更をするものでございます。

そこから続きまして、4ページをご覧ください。

4ページが、今度基本方針のほうになります。基本方針の5として「子どもたちの健全育成」という項目を加えさせていただいております。こちらにつきましては、組織改正が予定されております青少年課、こちらの部分について追加をしたものでございます。

続きまして、次のページ、5ページをお開きください。

5ページ下のほうでございますが、「1人1台コンピュータ等」というものを「1人1台タブレット端末等」というふうに変更しております。全てのこの文面の中で幾つかございますが、同様に文言の整理をしてございます。

7枚おめくりいただいて、12ページをお開きください。

オリンピック・パラリンピックの表記の箇所となります。こちらにつきましては、今年度開催されました東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、こちらが終了しましたことを受けまして、「学校2020レガシー」の取組という形で表記を変えて取り組んでいくこととしているものでございます。

続きまして、2枚おめくりいただきまして、14ページをお開きください。

14ページ下半分になりますが、学校における働き方改革、こちらにつきましては

は、重点項目として、来年度さらなる働き方改革の推進として「月当たりの時間外勤務が80時間を超える教員をゼロにする」と新たに目標を強化しているところでございます。

続きまして、2枚おめくりいただきまして、16ページをご覧ください。

16ページ中ほどでございます、先ほどの第一小学校のキュービクルの更新、あと体育館のLED化、こちらを追記してございます。

次のページ、17ページをご覧ください。

17ページ上のほうです。来年の第七小学校と第九小学校の統合に向けまして、詳細なプランの計画の策定をしたいと考えており、そちらの表記を追加してございます。

続きまして、3枚おめくりいただいて、20ページをご覧ください。

20ページの下のほう、新たに追加しました青少年課の部分になります。青少年施策の推進、1、放課後児童健全育成事業の充実、こちらと、21ページの児童館事業の充実、こちらにつきましては、現行の青少年課長と調整をいたしまして、掲載して追加したものでございます。

続きまして、22ページをお開きください。

22ページ、市民文化の振興ということで、変電所の工事が、保存・改修工事が完了いたしましたことから、それらの活用、その他芸術文化活動の推進等を追記したものでございます。

私からの説明は以上になります。よろしくお願いします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

すぐには質問が出てこないと思うので、今回はこれでよろしいでしょうか。また何かありましたらいつでもご説明します。

それでは、質疑を終了いたします。

続いて、報告事項の3について、第68回東大和市成人式の開催について、本件の報告をお願いいたします。

社会教育課長。

○高田社会教育課長 社会教育課から第68回東大和市成人式の開催についてご案内をさせていただきます。

本日机の上にミシン線で括弧が入りました両面刷りの郵便はがきに相当するも

のですけれども、置かせていただいておりますので、こちらをご覧いただきたいと思います。

まず初めに、左上、郵便はがきと記載がある面、こちらをご覧いただきたいと思います。既にこちらのはがきにつきましては、圧着はがきと言いまして、これをくっつけて、新成人の方に12月上旬に送付させていただいております。既に教育委員の皆さまにも、主催者ということで出席をお願いさせていただいているところであります。

第68回東大和市成人式につきましては、この面の中ほどに記載がございますとおり、令和4年1月10日、月曜日、成人の日、ハミングホールにおいて2分割制で執り行うこととしております。

1回目でありますけれども、記載のとおり、一中と四中を卒業された方を対象といたしまして、受付が11時30分、式典は正午から30分間というふうになっております。その後、新成人の方、入替えをさせていただきまして、第2回目の対象者は二中、三中、五中を卒業された方、受付につきましては2時30分、そして式典については午後3時から30分間ということで予定をさせていただいております。

内容につきましては、同じ内容になりますけれども、当然にして、新成人の代表は、学校は異なりますのでそこは代わるといったこととなります。

裏をめくっていただきまして、これも新成人の方のはがきの記載内容と同じでありますけれども、今回式典を30分間でさせていただきますので、これまで今年の実施できなかったのですが、実行委員の催物、恩師の先生からのメッセージとかそういったものについては、時間の関係上、動画配信ということにさせていただいております。また、抽せん会についても、こちらの二次元バーコードを読み取っていただくと、抽せん会の様子が分かるような仕掛けとなっておりますので、ご紹介をさせていただきました。

そして、中ほどなんですけれども、ご協力くださいという書き出しで始まるのがございます。こちらにつきましては、今回の成人式と直接は関係はないのですが、今度行われる成人式の次の成人式、令和5年1月の成人式のときには、成人という年齢が18歳に引き下げられております。その関係で、令和5年の成人式につきましては、成人式という名称をどこの区市町村も今変更する手続に入っております。当市においてもどのように変更するかということを議論させていただいた上で、まず対象については二十歳、そして日にちについては成人の日、名称に

については変更するという事で決定しております。若い方の意見等を反映したいということで、今回、あらかじめ投票用紙と書いてありますけれども、7つほど候補を挙げさせてもらいまして、どの名称が良いですかということで、当日このはがきを回収させていただいて、一般的に考えれば多い傾向にあるものの名称になっていくと考えておりますけれども、そういったアンケート投票というのを実施したいと考えております。名称の決定につきましては、春頃を目途に決定して、公表してまいりたいと考えております。

当日、お忙しいかと思えますけれども、また2回行うということで時間のほうも長くなってしまいますが、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

報告事項の4、東大和市立図書館資料複写サービス取扱要綱の一部を改正する要綱について、本件の報告をお願いいたします。

中央図書館長。

○浴中央図書館長 それでは、東大和市立図書館資料複写サービス取扱要綱の一部を改正する要綱について、資料(4)に基づきまして内容のご説明を申し上げます。

東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館につきまして、指定管理者制度を令和4年4月1日から導入するため、別紙のとおり、一部改正するものであります。

資料の新旧対照表をご覧ください。

表の左側が現行の条文で、右側が改正後(案)の条文となります。下線を引いてある部分が今回改正する箇所でございます。

初めに、1ページをご覧ください。

左側、現行の条文、第1条、趣旨についてであります。複写サービスを受けられる利用者について、図書館奉仕を受けることができる者、これはすなわち利用カードの交付を受け、資料の貸出しができる者に限ると規定しておりますけれども、実際のところ利用カードの交付要件を満たさない方でも交付、複写ができ

るということから、下線部分について削除するものであります。

次に、右側、改正後（案）の条文第4条、取扱時間につきましては、この箇所
で中央館の定義について追加をするものであります。

続きまして、2ページをご覧ください。

左側、現行の条文、第5条、複写料金、第2項の複写料金の免除についての規定
であります。東大和市の他部署の複写サービスにつきましても免除規定がない
こと、また実際に免除を行った事例がこれまでないということから、削除する
ものであります。

右側、改正後（案）の条文、同じく第5条第2項については、文言の整理をす
るものであります。

次に、右側、改正後（案）の条文第6条、適用除外につきましては、指定管理
者が管理を行う地区館については、本取扱要綱を適用しないことについて新たに
加えるものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

◎閉会の辞

○真如教育長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了い
たしました。

これをもって令和3年第12回東大和市教育委員会定例会を閉会といたします。
お疲れさまでした。

午後 3時23分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長 真如 昌美

会 議 録 署 名 委 員 藤宮 志津子